

Title	エリザベス治世期における議席の創設(下)
Sub Title	The foundation of Boroughs in the reign of Elizabeth I (2)
Author	仲丸, 英起(Nakamaru, Hideki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.75, No.2/3 (2007. 1) ,p.87(267)- 118(298)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20070100-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エリザベス治世期における議席の創設（下）

仲丸英起

はじめに

過ぎなかつた。さらに法学院の管理運営権を有する評議員となるのは一層わずかな者達だけであつた。

6、議会内発言に見る活動動機

a、法律家

今回取り上げた各議員の経歴を概観して、まず目につくのが法曹関係者の多さである。当法学院はジェントルマン子弟に教養を身につけさせ、同階層の人間達と寝食を共にすることでエリート意識を育み、また地方統治にあたつての法律的知識教育を行う役割を担つており、法学院に入学した経験を持つ議員は珍しくはなかつた。⁽¹⁾ とはいえ職業法律家になるのは法学院入学者の中でもごく少数に限られており、法学院で一人前と認められる法廷弁護士資格を付与される者は入学者の内約五分の一に

てみよう。⁽³⁾

問題は彼らがその法的技能をどのような目的に用いていたのか、すなわち修正主義者が主張するように政府あるいはパトロンの影響下に議事を円滑に進めようとしていたのか、それとも職業法律家に特有の関心あるいはより個人的な何らかの関心が彼らを活動的にさせたのかという点である。少し具体的に見てみよう。グレーヴスによつてノートンと並ぶ議会実務家の一人として名前が挙げられているウイリアム・フリートウッドは、一五六三年までに選出された三議会では目立つた活動をしていながら、新議席であるセント・モウズ選挙区から選出された一五七一年の議会では、連日のように、時として一日に複数回の活動が認められる。ノーフォーク公の陰謀が明らかとなつたこの議会では当然この問題に関する討議が数多くなされているが、しかしフリートウッドはその件だけに留まらず、補助税⁽⁴⁾、祈祷書⁽⁵⁾、暴漢⁽⁶⁾、不動産の不正譲渡⁽⁷⁾、高利貸し等⁽⁸⁾、見出しうる限りにおいても二〇以上の発言や委員会への出席を行つてゐる。またその発言内容は穏健なものが多く、下院議員達に自制を求めるようなものが多い。例えば四月六日に彼は教会の出席に關する法案に責任を「負うことにおそらくは消極的な」

主教に對して反対する演説を行つた。彼は「制定法による罰則は、教会への出席を促すことにならない」のではないかと心配している。こうした罰則は「全く改革を生み出すことなく、最悪の種類の人々に個人的な利益をもたらしたに過ぎなかつた」と述べ、そしてその後の委員会にも出席している。また四月九日の反逆罪法案の議論においては、「法の制定が、神の榮光、国王及び王国の利益、我々自身の安全という三つの目的の一つとして適当であることを、学識をふまえて示した。」フリートウッドによればこの法案は「最も検討する価値がある」が、しかし「我々は良き助言を得ながら審議を慎重に進める方がよいであろう。」というのも彼は「自身が軽率な発言をしてしまい、枢密院に咎められた」のを記憶しており、この法案が「委員会で熟慮されずに、忘却の箱に入れるられるかあるいは全く追放されてしまわないように」、第二讀会は「別の日」まで延期されるべきであると主張している。⁽¹⁰⁾さらにフリートウッドは四月一二日にスコットランド女王メアリの処遇について意見を述べているが、その内容もやはり慎重なものであった。

彼はヘンリ四世期、及びその後のエドワード四世期の

高位聖職者の狡猾さを覚えていた。「エドワード王は、ヘンリ六世が建立した修道院の全てを抑圧しようとしました。国王の意志に反して、これを隠蔽するために高位聖職者の中にはヘンリ六世によつて創設されたケンブリッジに学寮を追加したものがありました。これによつて当初の意図も最終的な意図も覆されてしまつたのです……それゆえ、ヘニジ氏が望んだように、この件は学識ある女王の枢密院に意見を求めるのがよいでしょう。」⁽¹¹⁾と氏は結論づけた。

四月二〇日のウイリアム・ストリクランドの当該会期出席停止⁽¹²⁾に関しても、フリートウッドの示す態度は慎重である。

「……本件における悲しみの緩和に関して本院がなしえる唯一にして全ての助力は、我々が女王陛下に対しても謙虚な原告となり、氏を「ロンドン塔へ」送つたり、氏の権利を要求したりしないことです。」⁽¹³⁾

こうした一連の活動を見ると、フリートウッドがほぼ政府・枢密院側に立つて議事の進行を円滑に進めようと

していた姿勢が見て取れる。ではそれまでの議会でさほど目立つた活動をしていなかつたフリートウッドが、一五七一年以降突如として盛んに活動するようになつたのはなぜなのか。実は同年一月に彼のパトロンであつたウイリアム・セシルは叙爵してバーリー卿となり、下院から貴族院に議席を移している。また同月にトマス・ノートンが初代ロンドン市会代表吏員に、フリートウッドが市会法律顧問官に任命されている。これら短期間に生じた一連の出来事は、単なる偶然の一一致とは見なせないだろう。バーリーは自分が不在となる下院で自らの目や耳や口となつて働く人物を必要としていたのであり、それが一定の法的知識を有していたノートンやフリートウッドであつたと推定される。こうした観点から見れば、セント・モウズからのフリートウッドの選出は、政府による議会実務家の選出であると見なせないこともない。しかしフリートウッドが仕えていたのはあくまでもバーリーという特定のパトロンであつて、こうした個人的紐帶が組織としての枢密院に対する各議員という構図に取つて代わることは無かつたように思われる。またフリートウッドの活動の多さは本稿で取り上げた議員の中だけではなく全議員の中でも際だつており、この事例のみによ

る一般化は妥当性を欠くことになるだろう。

そこでフリートウッド以外の法律家の発言を見てみると、必ずしも政府に対して好意的な発言ばかりではないことが分かる。例えばジョージ・カルーは商取引による海峡間鉄製武具輸出禁止法案を巡る一六〇一年一二月八日の議論の中で、次のような発言をしている。

「我々は本院では以下の事項を至当であると考えております。すなわち、本院で重大な事項や法案が審議される場合、常に我々は国王大権に触れているのであり、同時に「その審議は」干渉されではならないということです。それは我々が自分達の地方を良好な状態に保つようになれば、我々が公正な統治が行えるよう、地方の人々が力を貸してくれるのと同じです、議長殿。……私は女王陛下がこの件について十分に了解されれば、認可を与えて下さることを疑いません。」

ここでカルーが表明しているのは国王大権の理論的な解釈であり、大権による議会審議介入への明確な反対である。またこうした国家レベルの問題だけではなく、卑近な事例が話題に上ることもあった。エドワード・グラ

スコックは、安息日遵守に関する一六〇一年一一月六日の審議において、若干皮肉めいた調子で次のように述べている。

「議長殿、私は次の点を本院に問いたい。すなわち、ある男性が妻を日曜に定期市(fair)や市場(market)に連れて行った際に、これ〔婚姻〕が契約であるという理由で、彼女がそこで購入した品物は没収され、女王の用益に供されることになるのかどうか、という点であります」⁽¹⁶⁾

もつともこのような法律上の関心は、常に政府に反対という立場を取つて現出したわけでもなかつた。カルーの先ほどの発言の一日前、制定法の継続性に関する議題を提起しようとした議長に対し、下院は武具に関する法案の審議を求めるという場面があつた。ここでカルーは今度は議長を擁護する演説を行つてゐる。

「ローマの元老院では、執政官(コンスル)が常にどの案件を読み上げ、どの案件を読み上げないのか定めていました。今や、我らの議長はこの執政官と同様の地位

にあります。もし議長が過失を犯すか、あるいは議長が自らの地位に適う義務の遂行を怠つたのであれば、我々は彼を罷免できるでしよう。しかし議事をどのように扱

うかという点に関しては、私が思うに、我々にはその決定は不可能です。⁽¹⁷⁾

ただし法律家の発言といえども、以上のように論点の中心が法的事項にほぼ限定されるものは全体から見るとごく一部であった。通常多くの発言や委員会の審議事項は宗教的、社会的、経済的な問題を何らかの形で包含していた。次に法律家の発言に見られるこうした問題について、順に見てゆこう。

宗教問題に関する法律家議員の発言について見る前に、当時の法律家と宗教との関わり合いについて若干述べておきたい。⁽¹⁸⁾ 内乱前期イングランドにおける法律家の宗教的傾向は、かなり複雑な様相を呈している。多くの歴史家はコモンロー法律家と急進的プロテスタントとの密接な関係を指摘しているが、他方で教皇派の国教忌避者やカトリックに同情を示す者の存在⁽¹⁹⁾や、さらにエラスムス主義の流布とその結果としての世俗的な態度を指摘する声もある。⁽²⁰⁾ もつともこれらの議論は相互に排他的なものではなく、プレストが一五九〇年から一六四二年の期間において法廷弁護士の一部と評議員全体について行った宗教的傾向調査（表8）によれば、上記三類型に分類さ

表8 法律家における宗教的傾向

	法廷弁護士		評議員	
	実数	割合	実数	割合
ピューリタン	26	22.6%	105	27.3%
高教会派あるいは反ピューリタン	3	2.6%	17	4.4%
教皇派	3	2.6%	7	1.8%
不明	83	72.2%	256	66.5%
計	115	100.0%	385	100.0%

W. R. Prest, *The Rise of the Barristers: a Social History of the English Bar 1590—1640*, Oxford, 1986, p. 215 より転載

れる者達が存在したのは確実である。この調査によれば六割から七割の人々についてはその宗教的傾向を判断する史料が残されていない。こうした人々は、一般的な国教信奉者か、より世俗的な人間か、あるいはカトリックかプロテスタンントに共感を示してはいたが何らかの宗教的態度を示すほど信仰が厚くなかった人々のいずれかであると推定される。逆にそうした史料が存在する人々の中では、ピューリタンがカトリックと比較して圧倒的な優勢を占めていたことになる。つまり何らかの宗教的表明をするような強い信仰を持つた法律家のなかでは、プロテstantが強い勢力を保っていたということになる。

したがつて大多数の法律家の宗教的傾向は依然不明のままであるが、少なくとも宗派的同一性によって形成されるのは熱心なプロテスタンント集団だけであつたと仮定してもよいだろう。もつともこうした人々は法律家全体から見れば少数を占めていたに過ぎず、それゆえこの一集団を一七世紀の内乱と直接結びつけるのはあまりにも短絡的であり、後の議会派において指導的立場にあつた人々との宗教的連續性を過度に強調するのは危険である。こうした危険性を指摘した上で、一六世紀後半から一七世紀初頭にかけて法律家にプロテスタンントの教理が浸透

していく要因をいくつか挙げてみよう。一つは司法上の管轄権を巡る問題である。イングランドでは教会裁判所とコモンロー裁判所の間で、すなわち聖職者と法律家という古くからの専門職の人々の間で、司法上の管轄領域を巡る根深い争いが存在した。⁽²¹⁾ その争いが表面化することは稀であったが、主教の権威を縮小し以前の教会裁判の領域まで俗人の関与を拡大させようとするプロテstanの提案が行われた際、法律家がこれに賛同するのは必然であった。また思想の面でも神の前におけるあらゆる人間の平等を説くプロテstan神学と、コモンローの下におけるあらゆる人間の平等を説く当時のイングランド法理論が、親近性を有していたという指摘もある。⁽²²⁾ さらに法律家という職業上彼らは様々な人々と接触する機会があり、こうした人的結合が法律家の宗教観に強い影響を与える可能性があつた。以上のような職業上の特定の要因によって、少なくとも法律家の一部には熱情的なプロテstanティズムが伝播していくと考えられる。

そしてこうした強い宗教心を原動力とし、法学院で培つた弁論や修辞の技能を用いて議会で盛んな活動を行つたと思われる議員の存在が少なからず認められる。今回取り上げた議員の中でそれを最もよく体現しているのが、

一六〇一年当時二十四歳で、法廷弁護士資格を前年に取得したばかりであつたグレイズ・インの若き法律家エドワード・グラスコックである。彼は、同年一二月二日の讒言に関する法案審議の中で、讒言という問題を下院で扱う必要性と、当該の法案の罰則が軽すぎる点を主張している。

「人間は一つの部位から構成されております。すなわち精神と肉体です。そして一つの統治(Government)が存在し、一方は世俗(Imperial)によるもの、他方は聖職者(Sacerdotal)によるものです。すなわち、前者はコモンウェルスに属するもの、後者は教会に属するものです。讒言(Swearing)は道徳上の問題で精神に關係するものであり、それゆえ議会よりも説教壇で話すのに適しているでしょう。「しかし」もシアブラハム、ヤコブ、イサクが、神の災いは「讒言者の家」(the House of Swearing)から離れえないと述べたのであるならば、なぜ災いをもたらし、死を生み出し、破滅、荒廃を、そしてコモンウェルスの完全なる破壊をもたらすこの悪徳を、我々〔下院議員〕が抑圧してはならないのでしょうか。もし神が我々に讒言を禁じ、我々が神の命令を恐れない

とすれば、ここで規定された一〇シリングの痛みが、我々にこの悪徳を慎ませるでしょうか。……それゆえ私はこの法案について述べたい。この罪を慎ませるためにより厳しい罰則が必要であり、コモンローに権威を持たせ効果を發揮させるためには、より厳格な教理が必要であります。」

グラスコックは初めに一応世俗権力と教会権力の管轄領域を分離した上で、あえて宗教の領域に分類されるはずの道徳について、世俗権力を代表する議会による介入の必要性を主張しているのである。神に対する冒涜である讒言は本来教会側で規制すべき事項であるが、教会が有効な対策を打ち出せない以上、世俗権力の行使もやむを得ない、というのがグラスコックの考え方であったようである。そして徐々に興奮の度合いを高めつつ、彼の発言は地方における実際の法執行者としての治安判事に対する批判へと移つてゆく。

「フランスのフイリップ国王は、讒言者は溺死させるべしという法律を作りました。また別の法律は、讒言がなされた後即座にかかるべき罰金が支払われるか、ある

いはそれがなされない場合には讒言者の斬首を規定しております。我々は、我らの法において法を作らないも同然といった軽率さに慣れてしまつております、というのも我々は罰金を科し、治安判事に案件の処理を託しているからです。治安判事の中にはそのあるべき姿を示して

いる有能な人々も存在しておりますが、しかし我々は容易に法との乖離を見出せます。治安判事も「もちろん」人間ですが、しかし弱腰の治安判事が半ダースいれば、まるまる一ダースの罰則が免除されてしまうのです。我々は「うした治安判事を見つけ出し、その詳細を書き留めました。」うした話が、「れいわる判事 (baskett justice) の存在を証明してくるやしょ。……」

一六日には治安判事について彼が考案した新たな二つのカテゴリーについて述べている。
その二つは「割礼を受けていない判事 (the uncircumcised justice)」であり、

「これはやもしご財産を有する一族の出であり、その富によって判事団に加わった者です。そして私がこの者を割礼を受けていないと呼称するのは、その官職の包皮を割ることなく、またその徳によつて生まれや家系に付帯する諸々の汚点を拭わないからです。」

二〇日は「不純な判事 (the adulterating justice)」である。

この発言は、かなりの議員が治安判事を兼ねていた下院全体の怒りを買つことになつた。翌日彼は自分の発言に行き過ぎがあつたことを認めて陳謝したが、かえつて火に油を注ぐ結果となつた。例えばロバート・ロスが「治安判事職は、その職務に異を唱える氏にとつては上等すぎるものであり、私は氏が決してその職務就任の名譽に預かれないと考えます。」と述べるなど、議論は紛糾した。しかしそれでもグラスコックは物怖じせず、

「これはジョン・トルマンの家に生まれ、善良で、慎み深く賢明であるが、しかし貧しく窮乏してゐるものであり、その徳と人格によつてのみ治安判事団に加わった者です。私はこうした者は良き構成員であるとは思ひますが、しかし治安判事に適してゐるとは思えません。それは貧しい者は決して権威を有すべきでないという確固たる理由のためであります。……そして私がこの者を不純

な判事と呼ぶのは、彼が収賄する回数が増える程、コモンウェルスに生じる庶子の数も多くなるからです。⁽²⁶⁾」

これら一連の治安判事に対する辛辣な意見は、グラスコックがまだ若く実際に地方統治の任に就いた経験が無かつたことから生じてきたと言えよう。中央政府の間でも地方行政の欠陥に関する議論が存在したのは確かであり、党派目的による官職保有を規制し統治の効率を高めるため、バーリーの主導で少なくとも七回のページが行われたのはよく知られている。だがこれはあくまで円滑な統治の遂行を目的としたものであった。⁽²⁷⁾ 上記の発言からするとグラスコックが理想としている治安判事は家柄がよくなおかつ富を維持している人物ということになるが、当時の治安判事団は名誉職的に名前のみ登録されている中央の人々と実際にその地域で統治にあたる人々とがほぼ明確に区分されていたのであり、優れた行政手腕を有していれば「徳と人格のみによつて」治安判事に任命される者も存在しえたのである。現実の統治の実態をほとんど認識しないままプロテスタンティズムの原則論に立っていた彼は、かえつて旧来の身分制度の枠組みから逃れられなかつたと言えよう。同じようなモラル・リ

フォームへの希求は治安判事の問題に留まらず、同年一月三日の酒場規制法案の動議提出の際にも示されている。⁽²⁸⁾

宗教的熱情から、法律家が経済の領域に踏み込む事例は他にも見られる。ジョン・ディヴィスは、一六〇一年一月二三日の発言（「神は、その力を自らに帰属する絶対的な支配者に与えました。……そして同時に威厳、正義、慈愛を与えました。」）や一月一七日の発言（「……陛下御自身が述べられた事項は、福音であります。そして福音が記録され書き留められるとすれば、私もまたそれを共有できるでしょう。というのも、福音が臣民の心に届いていれば、今後もそうあり続けるからです。……」）に見られるように確固とした宗教的信条を持つていたようである。そして同年の議会において、彼はそうした信条から経済問題について積極的な発言をしていく。一月二三日にヤーマスの議員が動議を提出した輸出に関する法案については、こう述べている。

「議長殿、私はこのパラドックスが政治の真の根底であると考えます。もしこの世に貨幣というものが存在しなければ、我が王国はこの世で最も幸福な国（nation）

であつたでしよう。最良の時代とは商品の物々交換のみが存在した時であります。そのような時代では、人間の利便性という意味において一ヤードの布が三ヤードのビロードより価値があり、一オンスの鉄が三ポンドの金よりも価値があり、一ブツシエルのトウモロコシが一〇ブツシエルの胡椒その他の穀物以上に価値がありました。この法案が提出された基本的動機は、この世の最良の価値基準である貨幣を、我々が消費しないようにしようとしました。というのも、今や両替は仲買人に取り仕切られてしまつており、彼らに有利なように両替レートが操作されているのは間違いないからです。⁽³¹⁾

この発言において、デイヴィスはヤーマスの権益を擁護しようとしているというよりは、金銭に対する伝統的な態度を表していると言える。元来、有利子の金銭貸借は神学上の罪であり、それゆえ経済は道徳の問題であった。金銭貸借は神中心的、共同社会的、神学的に定義されるものであり、こうした立場を取る者にとっては神法と世俗法との間の適切な関係の構築が重要視され、その経済的効果はさほど考慮されていなかつた。⁽³²⁾ 金銭の交換を忌避し物々交換を賛美するデイヴィスの思想が、こう

した旧来の神学的立場の延長線上にあつたのはほぼ間違いないだろう。さらにこの議会の最大の懸案であつた独占問題については、彼の口調はより攻撃的になつてゐる。

「デイヴィス」氏としては、法によつて「独占問題に関する」手続きを進めるのが最も有用であると考える。というのもエドワード三世治世期第七条の手続きが同様の事実を保証しており、「それゆえ我々もかつての議員達と同様に寛大で勇敢な措置を取りましよう。我ら自身が独占を行つてゐる者達の下へ赴き、彼らの面前でその開封勅許状を破棄し、過去に本院でなされたのと同じ取り決めをし、彼らをロンドン塔へ送り、彼らが女王にかなりの額の罰金を支払い、彼らが抑圧してきた最貧困層の者達に何らかの補償を行うまで、そこに留め置きましょう。」⁽³³⁾

よく知られているように一五九七年と一六〇一年の議会は特許権を巡つて大いに紛糾したのであり、デイヴィスのこの発言が孤立していたわけではない。しかし国王大権によつて与えられている特許権を女王への請願によつて廃止しようとするとのではなく、下院の立法によつて

直接管理しようとする主張は数多い反対意見の中でも相
当に急進的であった。⁽³⁴⁾ また独占によつて抑圧されるのが
最貧困層であると決めつけている点に、やはり彼の伝統
的な神学上の立場が見て取れるだろう。

しかし先ほども指摘したように、急進的なプロテスター
ントに帰依していた者は決して多数派だつたわけではな
く、むしろ少數派であつた。六割から七割の法律家は宗
教的傾向を特定するような史料を残していないのであり、
支配階層内の世俗化は相当程度進んでいたと思われる。
イングランド国内の宗教改革からかなりの時間が経過し、
経済や産業形態の変化、あるいは個人的な消費活動の活
発化といった社会環境の変化が生じたことで、人々の思
想は大きな変容を遂げた。従来善惡の基準は神によつて
決定されるのであり、良心は客観的な基盤を持つとされ
ていた。それゆえ善良な意志にもとづく行動であつたとす
ても、それが誤った良心に沿つたものであつたとすれば罪とされたのである。しかしこうした神法を人間の問
題へ適用させる道徳概念は、時代の変化と共に人間社会
の様々な分野で齟齬を來すようになつてゆき、宗教改革
の理念とも相まつて徐々に純粹な神の愛と神性の追求と
しての道徳概念が一般化していく。すなわち決疑論と

いうルールブックに従つて各人が個々に救済される、個
別的な問題の連続から構成される生活に代わり、個人の
内部で完結する道徳の形成が強調されていったのである。

こうして良心は客観的な問題から、主観的な問題へと移
行した。⁽³⁵⁾ そしてより近代的、世俗的な信念を持つ多くの
議員は、当然のことながら宗教的道義の問題を世俗権力
によつて解決することには反対した。⁽³⁶⁾ カルーは、日曜に
教会を故意に欠席する者に対し一シリングの罰金を科そ
うとする一六〇一年一月二〇日の法案審議において、
次のように述べている。

「議長殿、私はこの法案に全体として反対なわけでは
ありません。ただ一つ私の気に入らないのは、この権威
を保持するのが治安判事であるという点です。治安判事
は既に十分な権威を行使しております、それゆえ彼らが宗教
問題に介入する理由は存在しません。むしろ私はそれが
教区の人間に委ねられるべきだと思います。というのも
治安判事は地域の人々にこうした権力を行使するのに適
任ではないからです。」⁽³⁷⁾

このカルーの発言は、先ほどのグラスコックの発言と

比較するとその対照性が明らかになる。カルーの考證では、教会への出席というのはあくまでも宗教の範疇に属する問題であり、地方レベルでの法執行者たる治安判事が取り締まるべきものではないのである。言い換えれば教会へ出席するかどうかというのは個人の良心の問題であつて、既に大きな権限を有していた治安判事という世俗権力が踏み込む領域ではないのであつた。何らかの統制が必要であるとしても、それは教区という共同社会内部のより低いレベルで処理されるのが適当なのである。あるいは増加しすぎた治安判事の業務に対する懸念がカルーの心中にはあつたかもしれない。いずれにしても過激な宗教的信条を持たない大多数の議員が支配階層として関心を持っていたのは、円滑な統治の遂行と安寧秩序の維持であった。

こうしたより世俗化された姿勢がコモンウェルス全体の治安維持という主張となつて表れた一方で、同様の姿勢は経済倫理の近代化を促進することになつた。これがエリザベス治世期の議会では私的法案が急増し、公的法案の審議に支障を来すようになつた思想面での一つの要因になつたと考えられる。南部の地域を中心に特定の地域や団体の利権を獲得しようとする様々な私的法案が提

出されたが、中でもロンドンに関する法案数は他の地域を圧倒していた。一六世紀後半になるとロンドン市全体として意思統一のとれた法案が提出される機会は少なくなり、個々の経済的立場を維持し改善するため、市参事會の承認を経ずに各カンパニーが個別に法案を提出するようになつていつた。そしてこうしたカンパニーを代表して行動するのは往往にして法律家の議員であり、特にロンドン選出の議員はその傾向が強かつた。⁽³⁸⁾しかし今回取り上げた新議席選出の議員の発言の中にも、ロンドン市内カンパニーのロビー活動によると推定されるものが若干見られる。デイヴィスは、一六〇一年一二月一日に次のような活動を行つてゐる。

デイヴィス氏が着色工 (painters) に対する法案を提出した。これは、石膏師 (plasterers) による横暴によつて着色工組合が被つている損害を救済しようとするものである。氏はこの法案が前議会において提出されたものの、本院に議席を有するロンドン市民の特別な懇願により成立しなかつた点、さらにロンドン市長が最終的にこの二組合間の問題の決着を図つた点を示した。「しかし同議会の後、石膏師達はその約束を守らず、それゆえ

哀れな「着色工組合の」人々は、今助けを求めているのです。そして本議会の開始時から、石膏師達は約束を守ると主張していますが、彼らは間違なくこれを破るつもりでありますから、この主張はほとんど価値を持ちません。そしてもし我々によつて救済されなければ、

宮廷人、領主、貴族、国王、皇帝達によつて用いられてきたこの最も洗練された職業は衰退してしまふでしょう。着色工達は、自らの職業に付隨する労働をしたいだけであります。つまり生活のために絵画制作、武具への着色、ガラス製品や家屋等への彩色を行いたいのです。……」⁽³⁹⁾

この活動におけるデイヴィスの意図が着色工カンパニーの権益確保にあるのは明白であり、先ほどの輸出や特許権のような広い社会的関心を呼び起こす問題とは性質を異にしている。かなり急進的なプロテスタンントであつたデイヴィスが、市場原理の萌芽ともいふべき経済原理に立脚して、特定団体の利害を代弁しているのである。したがつて一議員の思想に宗教的な感情から発した公益に対する念と、それとは本来相容れないはずの特定の団体の利害を代表するような個別的な配慮が同時に存在していたことが確認できる。もつともこうした原理的には

矛盾するはずの活動がデイヴィスの思想においてどのように妥協が図られていたのか、この点についての検討は今後の課題となるだろう。

ここまで法律家の発言を中心に見てきたが、この中でおよそ枢密院との何らかの関係が見出せるのはフリートウッドのみであり、それも組織としての枢密院というよりは枢密議官としてのバーリーとの関係であつた。それ以外の人々においては、その動機が法律家としての関心、宗教的な熱情、より世俗的な治安維持への関心、あるいは特定のカンパニーへの利害誘導等、様々に異なつていたとしても、およそ政府から指示されたと思われるような発言は見当たらない。特定の団体を代表するような発言を除いては、大多数の発言が各議員個人が自発的に行つていたもののように思われる所以である。議事運営において最も実務能力に優れると考えられる法律家と政府との間の直接的な関係がフリートウッドとバーリーの他に見出されない以上、新議席が議会実務家の確保に活用されたという主張はかなり信頼性に乏しいと言わざるをえず、もし本当にそれを目的としていたとすれば極めて効率が悪かつたことになる。では次に法律家以外に活動的議員と認められる地方ジェントリと宮廷人について見て

ゆこう。

b、地方ジエントリ

エリザベス治世期の議会において、宗教的熱情という点でオックスフォードのジエントリであったピーター・ウェントワースの右に出るものはいないであろう。ウェントワースはニールによつて国王と対決するピューリタン会派の中心に据えられた人物であるが、⁽⁴⁰⁾修正主義によつてそうした会派の存在がほぼ否定されることにより、⁽⁴¹⁾ウェントワースの議会史に占める地位は相対的に低下した。とはいへ、議会内で孤立していたにせよウェントワース個人が急進的なプロテスタンントであったのは、その言動や行動を見れば疑う余地が無い。少し長くなるが、

ここでは一例として一五七八年に最初に執筆された『王位継承者の決定に関する女王陛下に対する勧告』の後半の一節を引用してみよう。

……最終的な結論に代えて、我々はここに簡潔な質問を提示し、これを陛下に熟慮頂き、枢密院において、神と陛下の関係につき解答願いたい。

第一に、陛下の敵の真の目的が陛下の首の奪取にある

場合、主御自身が王冠を陛下の頭に授けられないのかどうか。

第二に、同様に主は（その強大な手と差しのばされた腕により）、陛下にあらゆる敵が存在したにもかかわらず、これまで陛下の頭に王冠を授けられていたのではないか。

第三に、また主は陛下の治世下に陛下を不思議にも祝福され、陛下の名声を高め、それによつて陛下は他のあらゆる君主、イングランド周辺の王国に対し驚異の念を抱かせることができ可能になられたのではなかつたのか。

第四に、こうした分不相応な恩寵を多分に受けたにもかかわらず、陛下は全身全霊で主に仕える務めを負われないのか。

第五に、臣民とその子孫をあらゆる害悪や悪弊から保護するような行為が、君主が神及び臣民に負つてている特別な義務であるとは、陛下は思われないのか。

第六に、もし陛下が王位継承者を決定しないままの状態に臣民を置いたとすれば、必ずや陛下は神に対する信仰及び陛下の臣民・領土を極度の混乱と壊滅というあからさまな危機に陥れる事態になるであろうということを、

陛下は顯然と感じ、予見されないのか。

第七に、陛下の存命中に王位繼承者を知らしめることが、（十中八九）こうしたあらゆる陰鬱な害悪を押しとどめる最良にして唯一の方法であると、陛下は思われないのか。

第八に、（その場合）王位繼承者を知らしめることによりこれらの悪弊が陛下の全臣民に及ぶのを防ぐという最善策を陛下が講じられなかつた場合、それは陛下の重大な罪であるとは、陛下は思われないのか。

第九に、それゆえもしこうした悪弊を防ぎきれなかつた場合、陛下は（たとえ女王の地位にあるとしても）いつの日かあらゆる不信仰の復讐者となつた神の裁きの席に引き出され、その重大な罪の償いをされることにはならないのか。

最後に、それがいかなるものであれ、何らかの人間の信念が陛下にこの人倫にもとる罪を犯させ続け、陛下のそうした行為によつて陛下の臣民が陛下に対して感情を硬化させるだけでなく、主の陛下に対する怒りを引き起こし、陛下の周囲から保護と防護壁を取り払われてしまつたとすれば、それは陛下の悪弊によつて大部分がもたらされたことにはならないのか。⁽⁴²⁾

ここでウェントワースは、直接的に国家体制や君主の権威に對して異議を唱えているわけではない。むしろ君主が神から与えられた権威を絶対的なものと認めた上で、その権威を臣民のために正当に行使しようとしている（と彼が考える）エリザベスは神に對して不誠実であり、その怒りを買うことになるだろう、とほとんど脅迫に近い調子で警告を発しているのである。ウェントワースにとっては、君主の怒りを買う以上に神に對して不義を働く方がより大きな罪なのであつた。そしてカルヴァン派に近いこうした急進的なプロテスタンティズム的心情は、この著作が著される五年前から変わつていなかつたようと思われる。一五七二年五月一六日のスコットランド女王メアリとノーフォーク公の処遇に関する審議において、彼は次のように述べて断固とした措置を主張している。

現在の法案は、法によつて有罪とされていない人物を対象としたものである。「しかし」この協議は既に有罪とされている人物に關して行われているのであり、こうした人物の処刑は法による罰を望む者にとつて冷静な方策となろう。他方で、収監されるべきであるとされた反

逆者には、手続きにもとづいた恐怖の機会が与えられるべきである。「ウェントワース」氏は、貴族院と下院と共に女王に対して「反逆者達の」処刑を求めるべきであると考え⁽⁴³⁾える。

また五月二八日に、バーリーからエリザベスが両者の処刑を望まない旨の報告がなされた時の彼の様子は次のようなものである。

ウェントワース氏「の発言」。我々は正義の行為の後に飢えることになるのか。氏は率直にならざるをえなかつた。この「大蔵卿により伝えられた女王の」託言は、氏にとつて大いなる悲しみであつた。氏は、女王が良策を棄て、自らの身を危険にさらし、宗教を棄損させ、王国及び善良な臣民全てを破滅させる悪策に従うのを見るに堪えなかつた。氏は、下院議員達が女王の身の破滅に触れずに入いるより、率直に御身の保全を訴るべきであると考えた。女王陛下はこの問題に対しても救済策を取るおつもりが全くないようであるが、少なくとも「ノーフォーク」公の処刑は執行されるべきであり、その後「メアリの」首を切り落とすべきであろう。さらに氏は、

我々「下院議員」が、この問題が決着するまで他のいかなる事項の審議も禁止することを望んだ。……そしてこの請願は、下院全体の総意で議長によつてなされるべきである。⁽⁴⁴⁾

この議会におけるウェントワースの発言は、同議会で最重要審議事項であつたメアリとノーフォーク公の処遇問題に集中しており、そして一貫して両者の処刑を主張している。彼には女王や枢密院が持ち合わせていたような現実的な政治判断というものは不可能だつた。その発言には女王の不興を買う可能性に対する恐怖はみじんも感じられず、また語気の強さは一五年後の著作と変わらないものを感じさせる。ウェントワースはまさに「沈黙することで損害を被るよりも、むしろ発言して誤りを犯す方を選んできた」のであつた。⁽⁴⁵⁾

M・ウォルザーは、ピューリタン議員による執拗なまでの国王大権の侵害は、おそらく議会議員としてよりも神の手先 (God instrument) としての行動であつたと述べている。それによれば、伝統的なパブリックサービス概念を包含する人文主義がカルヴァン派の敬虔と規律という衝撃によつて変質を被つたことで、政治的反対の精

神的基盤が形成された。さらに信仰心に支えられたほどんど狂信的とも言える奇妙なまでの頑迷さによつて、一部のジエントルマン達の神経質な自尊心は聖徒(Saints)の形態を取り、自身を神の手先と見なした際、彼らは伝統的な政治支配の体制から解き放たれるのであつた。こうした過度の宗教的使命感を抱いていた代表的な人物が他ならぬウエントワースだったのであり、自らの信条に従おうとする限り、その行動が国家利害に対立することにならうとも、彼には他に選択の余地が無かつたのである。⁽⁴⁶⁾ ウエントワースは一五九三年にも王位継承者の決定を請願しようとして女王の怒りを買ひ、ロンドン塔に収監された。その際彼は枢密議官に宛てた手紙の中で次のように述べている。「主が私の眼前に明確な視座を提示しているのに、どうして私が一議会人のままでいられようか。⁽⁴⁷⁾

ウエントワースと同じく地方ジエントリであるニコラス・セントレジャーも、少なくともその活発な議会内活動の一部が宗教的熱情に端を発していたのは間違いない。二度目の当選を果たした一五七一年の議会から、彼の議場内での発言が若干史料に残されている。先ほどのウエントワースの発言がなされた同じ五月一六日に、ノーフ

オーケ公とメアリに對して同情を示したアーサー・ホールに關してセントレジャーは次のような發言をしている。

「ノーフォーク」公の反逆が、あたかも王国にとつて害にならないと考えるような人物「アーサー・ホール」が、本議会の議員の一人として適格かどうか、とセントレジャー氏は疑問を呈した。氏自身としては、ホールのなした悪弊は非常に重大であり、健全な道義を退廃させるような腐敗は、治癒不可能なほど危険であると考える。王国を荒廃させ、王位を篡奪し、女王陛下御自身の殺害を直接の目的とした、数多くの反逆や陰謀がスコットランド女王と「ノーフォーク」公によるものであつたと示された以上、こうした事項が有害でないかどうかと疑義を差し挟めば、その発言者がこの一味に属している事實を明白に語ることになる。それゆえその人物は当事件の論者として適しておらず、しかるべき場に委託されるべきである。「議場内での」発言は害の及ばない一定の範囲内でなされるべきである。「ホール氏の」発言は、法廷、特に最高法廷としての議会にはふさわしくない。⁽⁴⁸⁾

擁護しようとしたアーサー・ホールは彼らの一派であり、そうである以上議員としての資質に問題があるとして、ホールを激しく非難している。この後五月一〇日と五月二二日に聖職服に関する委員会に出席し、五月三〇日に再びメアリとノーフォーク公の処遇を巡って断固として両名の処刑を求める発言を行っている。

「女王陛下の御意志及び御希望は、この奇怪にして巨大な竜、この世を混乱に陥れるスコットランド女王に対する第一法案を、我々がこれ以上審議しない点にあるようです。しかし私は自らの良心に従つて発言します。本院が女王陛下に対し咆哮する獅子、すなわちノーフォーク公の処刑を働きかけるよう動議を提出します。そしてもし女王陛下が何らの行動も取られず、御自身の危機を覆い隠そうとされたとしても、私は自らの良心に照らして沈黙することはできません。」⁽⁴⁹⁾

セントレジヤーの思想はウェントワースほど過激ではなかつたにせよ、「自らの良心に照らして沈黙することはできない」という点で、やはり彼に迫るかなり急進的なプロテスタンティズムを共有していたと言える。メア

リとノーフォークの処刑という国内的にも対外的にも極めて重要な政治判断は良心の決断に委ねられるべきであり、それこそがプロテスタントたるセントレジヤーが「良心の自由」と考えるものに他ならなかつたのである。こうした彼の姿勢は同議会の九年後に開かれた第三会期でも変わらなかつた。より厳しいカトリック対策を求める下院に対して、一月二十四日にこれを諫める女王の託言が読み上げられた。これに対して真っ先に発言したのがセントレジヤーで、彼は「かなり思慮深くまた節制した調子で、問題となつた当院の非を釈明した。」とはいつても、それは主教への批判を含む事実上の反論であつた。

を表す用意があると信じている、と結論づけた。⁽⁵⁰⁾

こうしてセントレジヤーは宗教的熱意から国家的問題に踏み込むことが多く度々政府側と対立することになったのであるが、一方で一五七二年五月二八日のトンブリッジ・グラマー・スクールに関する委員会⁽⁵¹⁾、一五七六年三月九日の被服に関する委員会⁽⁵²⁾、一五八一年二月一日の組合に関する委員会⁽⁵³⁾、一五八一年三月四日のドーヴィア港に関する委員会への出席等、社会経済的な分野にも活動が及んでいる。また地方においても、メイドストーン市で不適切な人物が治安官に任命されたという訴えに関する調査⁽⁵⁴⁾、ロムニー市政府内部の分裂回避⁽⁵⁵⁾、ライ市内の秩序を乱す人物を召還するようにという同市長への働きかけ⁽⁵⁶⁾、宗教関連制定法調査委員等において一般的な地方ジエントリとしての職務も果たしており、ウエントワースよりは地域の名望家としての側面が強かつたと思われる。

地方ジエントリであるウエントワースとセントレジヤーは、その宗教的立場にかなりの開きがあり、また議会での発言の意図にも差異は認められる。しかし両者は共に国家レベルの宗教問題について意見したり、宗教的熱

情から国制や社会改革の必要性を説いたりしている点では共通している。近年ではピューリタンのヨーマンに対する国教会信奉者のジエントリという対立図式に疑問が呈され、ピューリタン・ジエントリの存在に注目が集まっている。⁽⁵⁸⁾ ウエントワースは例外的であるとしても、セントレジヤーは他地域のジエントリや聖職者と交友関係を持ち、地域住民に影響力を及ぼした、いわゆるピューリタン・ジエントリの先駆けと呼べるような人物ではなかつただろうか。こうした人物は今日的な意味での「政府反対派」を形成することはなかつたにせよ、その行動があからさまに国家的利害と衝突する場合があり、そうした際には政府による弾圧の対象となつた。さらにはその活動が下院議員の大部分が共有していた利害関係にも抵触する可能性もあつた。実際ウエントワースの急進的な行動は議場でほとんど支持を得られなかつたことが明らかになつてている。⁽⁵⁹⁾ そして議員選出という面で考えてみると、このような人々は同様の宗教を信奉する中央の有力者の庇護下で議席を確保できたかもしれないが、組織としての枢密院があえてこのような人物を選出する特別な理由は見当たらぬのであり、やはり議席創設に対する影響については疑問を呈せざるをえないだろう。

c、宫廷人

テュードー・初期ステュアート朝期の宫廷を巡つては、様々な議論が展開されてきた。制度史を重んじるエルトンは、トマス・クロムウェルによつて一五三〇年代に革命とも呼べる行政改革が断行されたことで、テュードー朝の宫廷は近代的な統治機関に変化しつつあつたと見なしている。「(宫廷への)接近と排除がそれ程問題となつたのは、王国の統治ではなく、政策を巡る駆け引きが依然として君主個人にしつかりと結びついていたからである」⁽⁶⁰⁾ そして統治権を掌握していたのは、「枢密院下の国家的官僚制度」⁽⁶¹⁾ であつた。このように宫廷の内部にあっても、国王の私的生活の場としてのハウスホールドと、行政を担当する枢密院とを完全に分離したエルトンから見ると、「宫廷——権力、利益、政策のまさに中心地——は闘争の中で平和を保つていた。そうした闘争は政治生活の公的な中心の内部（ハウスホールド）で起きるはずであるという確信が生じていたのである。ほんの少しでも基本的な忠誠心があれば疎外感を抱く必要は無く、政治的反対が生じる機会も存在しなかつたのであつた。」⁽⁶²⁾ しかしうテュアート朝期に入ると、唯一人の寵臣や排他

的な党派による宫廷の独占が生じ、紛争が国家の公的な場にまで表出していったのである。エルトンにとって、こうした事態は一七世紀になつて新規に出現したものであつた。

しかしエルトンのこうした見解は、D・スターキーから受けた激しい批判からも分かるように、およそ実態にそぐわないものであつた。当初ハウスホールドで国王の寵愛を受けた後、枢密院で統治の実権を握つた人物は数多く存在するのであり、エルトンが「行政革命」の担い手としたトマス・クロムウェル自身そうした経験をただつていたのである。依然として最高権力者としての国王が存在している限り、ハウスホールドと枢密院、政治と統治は厳密に区分しないことになる。さらにハウスホールドの重要性を主張するスターキーによれば、テュードー朝から初期ステュアート朝期を通じて制度的な面での変化はわずかであり、その時々の宫廷の性質を決定していたのは各国王の個性であるとされている。すなわちヘンリ七世、エリザベス一世、チャールズ一世に代表される「距離を置く」国王と、ヘンリ八世やジエームズ一世に代表される「与しやすい」国王とでは宫廷の構成員の選抜方法に大きな開きがあつた。前者では国家の公

の人物と国王の私的な人物とを相対的に分離したのに対

のように発言している。⁽⁶⁵⁾

して、後者ではこうした区別が曖昧であり、いわゆる籠臣政治に陥りやすかつたとされる。⁽⁶³⁾ こうしたスターキーの主張に全く問題が無いわけではなく、特に異なつた時代状況に置かれている国王を類型化するに際しては常に慎重な態度が必要であると思われる。しかしどりあえずこの議論にもどづいて考えてみると、エリザベスの治世下では「政治的反対が生じる機会」が存在しなかつたというよりは、政治的な反対が宮廷からの排除に直接結びつくことが比較的少なかつたといった方がより正確であると言えるだろう。

それでは今回の活動的議員の内、宮廷人に分類される議員の発言を検討してみよう。宮廷と議会の関係は宮廷と枢密院の関係ほど密接なものではなく、またテューダー・初期ステュアート朝期を通じて一貫性があつたわけでもない。⁽⁶⁴⁾ とはいえ少なくとも議会での活動が公的な側面を持ち合っていたことは確かであり、その発言は当然女王や枢密院の耳に入つたはずである。こうした観点からすると、宮廷人であつたフランシス・ダーシの発言は興味深い。一六〇一年一一月七日の大酒飲み及び酒場の常習者全般に対する規制法案の審議において、彼は次

「私はこの法案が考慮され、委員会に付託されるのが極めて適当であると考えます。なぜならこの法案は一般に犯されている極度の不摂生の抑制に役立つからです。我々は、地上、特に我らが軍隊を派遣している（さる貴なお方が本院で確認されたように）アイルランドにおいて、いやさらにイングランド内の全て及び他の国のかなる場所においてであれ、肉食と飲酒を根絶する技術的で効果的な条項を規定する必要があつたのです。さら

にこうした極度の不摂生の抑制に際して、我々は自らの義務を果たし神を讃えるべきでしよう。神は自身の榮光をねたまれ、そうした不摂生を犯している者のみならず、その者達に対しても寛大である我々も同様に、その大罪が罰せられない今まであることに堪えられないであろうからです。憤怒と義憤に満ちた鉄槌がこの地に加えられ、神は我々を見捨てられることになりますよ。」⁽⁶⁷⁾

また日曜に邪心から教会に行かない人々に対する法案を審議していた同年一一月二〇日の委員会のメンバーとして、議場報告を行つたダーシの発言は次のようなもの

である。

「議長殿、この法案の委員会では異論が聞かれたように思います。私はこの修正の後、この法案がそうした異論が予示した以上に可決されてゆく」とを望みます。我々が特別の地位にあるのは、我々が王国内の最も厳格で宗教心の熱い庶民の代弁者であるからなのです。この法案によつて、全ての世帯主は妻、一二歳以上の子供達、奉公人が邪心から教会に赴かなかつた場合、罰金を支払わなければならなくなるのです。この法案は家庭の義務に新たな条項を付け加えるものなのです。」⁽⁶⁸⁾

ダーシンのこれらの発言は、宗教倫理にもとづいて社会

改革を求める典型的なモラル・リフォームの主張であり、口調の激しさこそ違え前述のグラスコックと似たような立場にあつたのが分かる。もつとも地方ジェントリであったウェントワースやセントレジャーとは異なり、幼少時より宫廷で養育され、宫廷内での居場所を確保しなければならなかつたダーシンにとつて女王を直接非難するのは命取りであり、さすがに政治体制そのものに対する活動は見られない。だがそれと同時に、「ある高貴なお方

(an honorable person)」という皮肉めいた言葉でロバート・セシルを表している点からも伺えるように、同年二月にダーシンの元のパトロンであつたエセックス伯が処刑され、代わつてセシルの庇護を受けるようになつたという状況の変化の影響も感じられない。また繰り返しになるが過度の宗教心を女王・枢密院は敬遠しており、彼の主張は歓迎されるとは言い難いものであつた。それにもかかわらずダーシンはその後も官職の獲得に成功しており、宮廷内での立場は別段悪化しなかつたようである。したがつて少なくともダーシンに限つて言えば、議会での発言は宮廷での地位や枢密院との関係に直接影響をもたらしてはいないように感じられるのである。

もう一人の宫廷人であるリチャード・ブラウンは、四〇歳を過ぎてからレスター伯のクライアントとなり、晩年近くなつてから宫廷に参内するようになつた人物であつた。彼はワインの販売制度法案を巡る一六〇一年一二月一〇日の審議でこう発言している。

「……もし四人の治安判事の認可によつてワイン販売の免許が与えられるといつてこの法律が成立すれば、女王陛下の開封勅許状及びあらゆるワイン製造業者の請願に

よつて様々な免許が存在するという、混乱した状況が生じましょ。そして現在旅籠を経営している者でも、治安判事と懇意にしなければ、その営業権を剥奪されるでしょう。さらにこの法案には権利能力欠如に関する条項が存在しており、これが最も憂慮される点であります。⁽⁶⁹⁾

「ここではワイン販売という経済的な事項が問題となつております、単に制度上の問題を指摘しているというより、その利害関係がこの発言の背後にあつたのかもしれない。特にネーデルラントの食料納入官就任当時のブラウンには汚職の噂が絶えなかつた点や、折から特許権に関する議論が紛糾していた点を考えると、その可能性は一層強まる。⁽⁷⁰⁾しかし同じく妊娠した女中に関する一二月一九日におけるブラウンの発言は、明らかに彼の個人的な関心を反映したものだと言える。

「私が思うに、こうした女性は救済されるべきであり、生まれた子供は「女性がその子を」身籠もつた場所に引き取られるべきであります。というのも、こうした女中が置かれる劣悪な環境よりも、元の主人はその面倒が見

られるだろうからです。それゆえ、こうした状況が生じた原因が、主人の怠惰や配慮不足、またおそらくは女中に対する過度の親密さにあるとすれば、こうした子を妊娠させた家の主人は、女中と子供の両者に対して責任を負うべきであります。⁽⁷¹⁾

宮廷に出仕しており、既に地方統治と関わり合う機会が少なくなつていたブラウンは、実務的なレベルで庶子の増大という問題の解決にあたることは無かつたはずである。それでもこのようないいをつけていたのと、彼は個人的にこうした社会不安に目を向けていたのだろう。その他にもブラウンは同年一二月四日の日曜における定期市や市場の開催に関する委員会⁽⁷²⁾、一二月一七日の貧民に対する徵税の分配に関する委員会等やはり社会的な問題を扱っている委員会に出席している。それはダーシも同様であり、彼も一二月一日の救貧、武器輸出に関する両委員会⁽⁷³⁾、一二月一二日の海軍兵士の救済に関する委員会等、社会経済的側面の強い法案審議への参加が認められる。ブラウンとダーシの活動は、生活の拠点を宮廷に置いているか地方に置いているかに関わりなく、支配階層全体に共有される問題意識が議員の議会活動の

一因として存在した状況を示しているように思われる。

それと同時に、新議席選出の議員によつて宫廷内の派閥争いが議会に持ち込まれたり、逆に議会での行動が宫廷内での権力争いに影響したりした、といった形跡を彼らの活動に見るのは困難である。スターキーの説に倣えば、エリザベスは宫廷内において国家に関わる公的な領域とハウスホールドに関わる私的な領域を一応区分しており、この関係は議会と宫廷の関係にもある程度まで適用されたのではないだろうか。もちろんウエントワースほど强硬な姿勢を示せば、自らの政治生命、いやそれどころか本当に命まで失いかねなかつたのであつたが。

ここまで議論を整理してみよう。新議席から選出された各議員の活動内容は多岐に及んでおり、その動機も単純である場合は稀で、通常複合的な要因が想定される。多くの活動的な議員を活動的たらしめた技術的要因は法学院で得た知識や技能であつた可能性が高く、時には純粹に法律上の関心が活動の主な要因であると考えられる場合も見受けられる。だが大部分の議員の活動の背景にはまず宗教的関心や社会経済的関心が存在し、それを議会内活動という形で表出させる一助となつたのが、法学院で培つた技術であつたと思われる。そしてこうした関

心のほとんどは各議員が個人的に抱いていたものであると思われ、ほぼバーリーとの関係を確認できるフリートウッドを除いては、明確にパトロン・クライアント関係においてなされたと思われる活動を見出すことはできない。また職業法律家以外の地方ジエントリや宫廷人でも、何か強力な動機が存在する場合には盛んに活動する可能性はあつたようである。ただし地方ジエントリも今回検討した限りではパトロンに支持されているような活動はせず、またその全体的な活動数の少なさからして中央での政治参加への熱望を持つていたようにも思われない。他方宫廷人の活動にも、積極的に政府側に立つような姿勢は見られなかつた。活動的な議員全般に見られるのは各審議事項に対する自発的な関心であり、そこに特定のパトロンや、まして政府側の組織的な介入の影響を見出すのは困難である。

7、結論

本稿が検討の対象としたのはエリザベス治世期に創設された議席のみであり、また取り上げることができた議員の発言も、史料の制約及び筆者の能力からして一部の活動的な議員に限定せざるをえなかつた。したがつて以

下の結論はあくまでも暫定的なものであるが、活動的議員の発言を実際に分析するという方法によつて、多少なりとも実証性を持たせられたのではないかと筆者としては考えている。

エリザベス治世期の議員達は、総じてそれ程議会活動に熱心ではなかつた。それは当時の社会的エリート階層にとって、議会議員が治安判事職と同じく名譽職的な意味合いが強かつたことから説明されうるだろう。それゆえ地方ジエントリや都市支配層の大半は議会に選出されるという栄誉に授かるだけで充足感を得ていたのであり、通常中央の政治に積極的に携わろうとする意志を欠いていた。もちろん多少なりとも積極的に活動している議員は存在したが、この内パトロンの手足となつた官僚的側面の強い議員は極めて例外的な存在であり、こうした議員のために議席が創設されたと断言することは到底できない。彼らの活動は政府やパトロンの意志とはあまり関わり無いものであつた。彼らの活動理由は、法律、宗教、社会、経済等多岐にわたる自らの関心にあつた。また特に社会や経済の分野においては、ジエントリという自身の社会階層あるいは特定の組織や団体の利害を代表する場合もあつた。そして通常これらの多様な要因が複雑に

絡み合つて、ほぼ政府から独立して行動していたのである。またこうした活動の際の技術的あるいは精神的な裏付けとなつたのが法学院での鍛錬であり、結果的に法律家が活動的になる場合が多くなつたと思われる。法律家以外の議員が活動を行う際には、その動機は上記のように様々であるが、やはり何らかの強い動機が存在している可能性が高い。

以上が本稿の分析から得られた結論であるが、最後にこれをもとにして議席創設に関する理論的仮説を提示してみたい。国王が自由裁量権を持つ地域で議席の創設が目立つのは、確かに創設が容易だつたためかもしれない。しかし政府側が一枚岩ではなく、議員選出に関して個々の枢密議官と各議員との間にしか依存関係が存在せず、また議会内での議員活動の強制も図れないとすれば、その目的はいわゆる議会実務家の確保にあつたと断言するのは困難であろう。そうかといって地方ジエントリの間で高まつていつた中央での政治参加への熱情がパトロンを突き動かした、と呼べるほど積極的に活動している議員が多数存在していたわけでもない。

一六世紀後半のイングランドは紛れもない君主制国家であり、外見上全ての権力は女王一人に集中していた。

しかし常備軍と有給の官僚組織が存在しないため、力による強制という最終的な調停手段を有していなかつた。こうした状況下にあつても、特に治世中期においてエリザベスが政治的な安定を達成しえたのは、パトロンとしての権限を利用してクライアント同士を競わせ、それによつて行政効率を高め権力の乱用を回避する技術に長けていたからであつた。そしてその寵愛の付与に当たつては、クライアントの道徳感情に訴えるといった精神面だけでは不十分で、なんらかの実体的な利益の分配が不可欠であつた。具体的には爵位の授与や、官職への任命等が挙げられるが、これらはいずれもかなりその数が限定されていていた。さらにこの時代に生じたジエントリ階層の拡大は、パトロネージ資源の不足に拍車をかけることになつた。⁽¹⁾

こうした観点から見ると、下院議席の創設は政府側にとつて都合の良いパトロネージ増加策ではなかつたかという推測が成り立つ。当時下院議員はウェストミンスターまでの旅費や会期中の滞在費も自己負担で、もちろん議員歳費も存在せず、政府の金銭面での負担は増加しなかつた。また爵位や重要な官職とは異なり、一個人の下院議員への選出が中央政府内での権力を巡る争いに影響を与える可能性もほとんど無かつた。次に議員となつたジエントリ達は、議員への選出自体に付隨する名誉を得られ、さらに社会的に同階層あるいは上位の王国内の人々が一同にウエストミンスターに集う機会を利用して、自らのコネクションを拡大することができた。最後に彼らを指名したパトロンの側から見れば、クライアントへの議席付与によつて一層自らに対する信頼を獲得できた。ここにおいて名誉を媒介とした三者間の相互依存関係が成立していたのであり、こうした側面からは議会が宮廷と同様「社交」の基軸としての機能を果たしていたように思われる。したがつて通常パトロンはクライアントに議会内での特定の活動を期待しておらず、またそれを強制する必要もなかつたのである。

したがつて第一章で述べた創設理由の三類型の内では、議席創設は君主の議会への何らかの働きかけを意味するものではないとする点で、ニールのボトムアップ型の議論が大筋では本稿の分析結果に最も近いと言えるかもしれない。ただしニールの主張と本稿との間には以下のよう大きな相違点がある。すなわちジエントリ達の議席獲得の熱意は、近代的な意味における中央政治への参加願望によるものではなく、政治舞台としての議会を利用

して自らの地位を強化しようとする意志によるものであつたのではないかといふことである。議席の創設は、女王を頂点としたパトロネージ・ピラミッドという極めて不安定な統治システムにおいて、その機会を増加させる必要性から結果的に生じたといふのではないだろうか。

註

6、議会内発言に見る活動動機

- (1) J. E. Neale, *Elizabethan House of Commons*, London, 1949, pp. 302-302; P.W. Hasler, *The House of Commons, 1558-1603*, Her Majesty's Stationery Office, 1981 (以下 *HPT* と略記), I, pp. 3-6.
- (2) 小出真央「ハリイクスピア時代のイング・オヴ・ロー——貴紳子弟教育機関としての——」(同『絶対王政期イングランド法制史抄説』創文社、一九九一年所収、三三三三—三三五一页)。
- (3) 本稿では、便宜的に活動的議員を法律家、地方ジョンストリ、宮廷人の三類型に分類したが、実際にはそれ程明確に区分できるわけではない。エリザベス治世期においては名目上は国王が、実質的には有力な寵臣があらわる官職の任命権を握っていた。それゆえ例えば法律家が司法分野の官職を獲得しようと思えば、一五九四年のクックとブイコーンの法務長官を巡る争いによく示されているよハジ、どうして宮廷内の地位を確立する必要があ
- (4) *Journals of the House of Commons*, London, 1803- (以下 *CJ* と略記), i, p. 83.
- (5) Sir Simonds D'Ewes, *The journals of all the Parliaments during the reign of Queen Elizabeth*, London, 1682, reprinted in Shannon, Ireland, 1973. (以下 *D'Ewes* と略記), p. 160.
- (6) D'Ewes, p. 160.
- (7) D'Ewes, p. 166; CJ, i, p. 84.
- (8) D'Ewes, p. 174; CJ, i, p. 85.
- (9) 'Anonymous journal', f. 6-7 (T.E. Hartley(ed.), *Proceed-*

つた。同時に中央で活躍している者達は地方に複数の所領を有している」とも珍しくはなく、地方ジョンストリとしての側面も持ち合わせていたと言える。このように精緻な理論的枠組みとして見た場合の三区分に不備が存在するのは明らかであるが、宮廷と法学院の関係、あるいはいわゆる「宮廷」対「地方」の問題等は本稿の検討範囲を超えており、別個に論じられるべき課題である。

本稿では「議会実務家」の選出と新議席創設の関係を主

題としており、従来「議会実務家」に該当するとされているのが法律の実務能力に長けた人物であると考えられるため、法廷弁護士資格を取得してくる議員を「法律家」として一集団とし、その他の議員についても、議会に選出された時点で宮廷に出仕してくる者を「宮廷人」、そうでない者を「地方ジョンストリ」と区分した。したがってあくまでもいれは暫定的な区分に過ぎない」とをお断りしておく。

(18) ハートリー議院の宗教の課題として、W. R. Prest, *The Inns of Court under Elizabeth I and the Early Stuarts 1590–1640*, London, 1972, chs. 8, 9; Id, *The Rise of the Barristers: a Social History of the English Bar 1590–1640*, Oxford, 1986, ch. 7. 参照。

(19) G. Parminter, 'Elizabethan Popish Recusancy in the Inns of Court', BIHR, Special Supplement 11, 1976. 及び R. M. Fisher, 'Privy Council Coercion and Religious Conformity at the Inns of Court, 1569–84', *Recusant History* 15, 1981. 参照。

(20) W. J. Bouwsma, 'Lawyers and Early Modern Culture', *American Historical Review* 78, 1973, pp. 321–322. 及び P. Clark, *English provincial society from the Reformation to the Revolution: religion, politics and society in Kent, 1500–1640*, Hassocks, 1977, p. 292. 参照。

(21) C. Hill, *Society and Puritanism in Pre-Revolutionary England*, London, 1964, chs. 8–9. 宗教改革の課題として、C. Haigh, 'Anticlericalism and English Reformation', *History* 68, 1983. < やがて、反聖職者主義が宗教改革の原因とされたばかり、逆に宗教改革の結果として反聖職者主義が生じた法律としている。

(22) J. D. Eusden, *Puritans, Lawyers, and Politics in Early Seventeenth-Century England*, Yale, 1958. 参照。本編でも、ハーフタムの法律家の間に存在した現実的な政策面での差異を論じ、一方、特に直解主義と権威に対する排他的姿勢に対する、思想形式に存在する類似点を主張して III, p. 459. 参照。

- (1) 'Anonymous journal', f. 18 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 217.).
- (2) ベカバハ議院の課題のうち、ベニラ・ハーフタムは「反聖職者主義の問題を解決するため」、枢密院は「枢密院の問題を解決するため」。J. E. Neale, *Elizabeth I and her Parliaments*, I, London, 1953, pp. 193–203.
- (3) 'Anonymous journal', f. 35 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 239.).
- (4) Graves, 'The Common lawyers and the Privy Council's Parliamentary Men of business, 1554–1601', *Parliamentary History* 8, 1989, p. 191.
- (5) 'H. Townshend's journal', f. 130 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 444); D'Ewes, p. 671.
- (6) 'H. Townshend's journal', f. 23 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 325). ハーフタムは「後述の議院の宗教的課題」として、「議院が安寧地を離れてゐるやうなだらかな場所を考慮する」と「その発展は単に政治的影響を認識するところからではなく、D. M. Dean, *Law-making and society in late Elizabethan England: the Parliament of England, 1584–1601*, Cambridge, 1996, pp. 121–122.
- (7) 'H. Townshend's journal', f. 145 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 459.).

スル。たゞ一例としてタリバシテナリテ解釈が若干幾種

な出象を取る。同様の類似性との指摘は、R. Ashton, *The English Civil War*, London, 1978, p. 125. も参照され。

- (33) 'H. Townshend's journal', f. 101-103 (Hartley, *Proceedings*, III, pp. 415-416.) ; D'Ewes, p. 660.

- (24) 'H. Townshend's journal', f. III (Hartley, *Proceedings*, III, p. 425.) ; D'Ewes, p. 664.

- (25) 'H. Townshend's journal', f. 111-112 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 425.) ; D'Ewes, p. 664.

- (26) 'H. Townshend's journal', f. 171-172 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 483-485). 且つ、譲り受けた朱記の内訳は、Neale, *Parliaments*, II, pp. 398-404; Dean, *Law-making*, pp. 180-181. 参照。

- (27) A. J. Fletcher, *Reform in the Provinces: the Government of Stuart England*, London, 1986, pp. 3-8.

- (28) 「譲り受けた朱記の内訳は、朱記は売春婦と女衒が一つの住居に居住しておられたが、現在では別々の形態が紹介されてゐたが、全ての家が売春宿と化しておらず、したがって、酒場を排除しその場での飲酒を禁止すべきである。」*Hartley, Proceedings*, III, p. 309.).

- (31) 'H. Townshend's journal', f. 78 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 388.).
- (32) 久松義之著「N. L. Jones, *God and the Money-lenders: Usury and Law in Early Modern England*, Oxford, 1989, ch. 1. 参照。
- (33) 'H. Townshend's journal', f. 78 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 388.).
- (34) Dean, *Law-Making*, pp. 85-92.
- (35) K. Thomas, 'Cases of Conscience in Seventeenth-Century England' in J. Morill, P. Slack and D. Woolf (eds.), *Public Duty and Private Conscience in Seventeenth-Century England. Essays Presented to G. E. Aylmer*, Oxford, 1993, pp. 29-56. 参照 Jones, *op. cit.* 参照。
- (36) J. R. Kent, 'Attitudes of Members of the House of Commons to the Regulation of Personal Conduct in Late Elizabethan and Early Stuart England', *Bulletin of the Institute of Historical Research* 45, 1973, p. 48, 62.
- (37) 'H. Townshend's journal', f. 62 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 369.) ; Dean, *Law-Making*, pp. 122-128.
- (38) D. M. Dean, 'Public or Private? London, Leather and Legislation in Elizabethan England', *Historical Journal* 31, 1988; id., 'Parliament and Locality', in D.M. Dean and N. L. Jones (eds.), *The Parliament of Elizabethan England*, Oxford, 1990; I. W. Archer, *The Pursuit of Stability: Social Relations in Elizabethan London*, Cambridge, 1991,

III, p. 406.).

- (31) 'H. Townshend's journal', f. 78 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 388.).
- (32) 久松義之著「N. L. Jones, *God and the Money-lenders: Usury and Law in Early Modern England*, Oxford, 1989, ch. 1. 参照。
- (33) 'H. Townshend's journal', f. 78 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 388.).
- (34) Dean, *Law-Making*, pp. 85-92.
- (35) K. Thomas, 'Cases of Conscience in Seventeenth-Century England' in J. Morill, P. Slack and D. Woolf (eds.), *Public Duty and Private Conscience in Seventeenth-Century England. Essays Presented to G. E. Aylmer*, Oxford, 1993, pp. 29-56. 参照 Jones, *op. cit.* 参照。
- (36) J. R. Kent, 'Attitudes of Members of the House of Commons to the Regulation of Personal Conduct in Late Elizabethan and Early Stuart England', *Bulletin of the Institute of Historical Research* 45, 1973, p. 48, 62.
- (37) 'H. Townshend's journal', f. 62 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 369.) ; Dean, *Law-Making*, pp. 122-128.
- (38) D. M. Dean, 'Public or Private? London, Leather and Legislation in Elizabethan England', *Historical Journal* 31, 1988; id., 'Parliament and Locality', in D.M. Dean and N. L. Jones (eds.), *The Parliament of Elizabethan England*, Oxford, 1990; I. W. Archer, *The Pursuit of Stability: Social Relations in Elizabethan London*, Cambridge, 1991,

pp. 146-147.

- (39) 'H. Townshend's journal', f. 105 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 418.).

(40) 聖書の出典参照。

- (41) N. L. Jones, *Faith by Statute. Parliament and the Settlement of Religion*, London, 1982.; T. E. Hartley, *Elizabeth's Parliaments: Queen, Lords and Commons 1559-1601*, Manchester, 1992, ch. 7.

- (42) Peter Wentworth, *A Pithie Exhortation to Her Majestie for establishing Her Successor to the Crowne*, n.p. 1598, reprinted in The English Experience 519, Amsterdam, 1973, pp. 98-100.

- (43) 'T. Cromwell's journal', f. 18 (Hartley, *Proceedings*, I, pp. 356-7).

- (44) 'T. Cromwell's journal', f. 45 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 382.).

- (45) 聖書の出典参照。'T. Cromwell's journal', f. 58 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 398.).

- (46) M. Walzer, *The Revolution of the Saints: a Study in the Origins of Radical Politics*, London, 1966, pp. 255-263.

- (47) Neale, *Parliaments*, II, p. 261.

- (48) 'T. Cromwell's journal', f. 16 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 355.); Neale, *Parliaments*, I, pp. 333-346; Elton, *Parliaments*, pp. 343-345.

- (49) 'Fulk Onslow's journal', f. 1 (Hartley, *Proceedings*, I, p. 312.).

(50) D'Ewes, p. 284.

- (51) *CJ*, i, pp. 98.

- (52) *CJ*, i, p. 113.

- (53) D'Ewes, p. 294; *CJ*, p. 124.

- (54) J. R. Dasent (ed.), *Acts of Privy Council of England: new series*, 42 vols., London, 1974- (以下 APC と略す), ix, pp. 274-5.

- (55) *APC*, xvi, p. 308.

- (56) Historical Manuscripts Commissions, 13th Report, iv, p. 83.

- (57) Lansdowne Manuscript, British Library, 683, f. 70.

- (58) T. Cliffe, *The Puritan Gentry: The Great Puritan Families of Early Stuart England*, London, 1984; 石井淳「スコットランド人文学部」*第三回* (1100年)。筆者は、宗教と階層を重ね合わせて明確に分かれた階級法を相対化し、

ハーバード大卒組みに取組む人々を正面に評価すべくも、あくまで石井氏の主張には深く共感する。ただ氏はスコットランド人文学部とアングリカニズムをそれぞれ一枚紙のものと捉えてゐる嫌いがある。ハーバードの把握は必ずしも現実を反映したものは呼べないと思われる。例えばハリ・ザビス及びハーマンズ治世下のイングランド国教会はカルヴァン主義の影響力が強くプロテスタント国家教会であり、ピューリタンと呼ばれた人々は国教会の内部で改革を試みてきたところ、泉氏の主張を参照されたこと。小泉徹「革命前の大英帝国のイングラッシュ国教会」(『人文学会雑誌』)

〈武藏大卦〉 節1111類11・1111b (一九九一年)。

- (55) G. R. Elton, 'Parliament in the Reign of Elizabeth I', in C. Haigh (ed.), *The Reign of Elizabeth I*, London, 1984, pp. 96-97.

- (56) G. R. Elton, 'Tudor Government : the Points of Contact III. The Court', *Transaction of the Royal Historical Society*, 5 th ser., 26, 1976, p. 218.

- (57) G. R. Elton, *The Tudor Revolution in Government*, Cambridge, 1953, p. 420.

- (58) Elton, 'Court', p. 228.

- (59) D. Starkey, 'Introduction : Court history in perspective', D. Starkey (ed.), *The English Court from the Wars of the Roses to the Civil War*, London, 1987, pp. 4-9. 本稿で

は軽視されてゐるが、余裕は無かったが、
この他ハニギベ治世期に隠しては大勧真田「ハニギベ
ス朝の御史」(『編歴』)とハニギベ女学院大卦〉 節1111
第11中、一九八〇年) の参照。初期スルトマート朝期の
隠しては G. E. Aylmer, *The King's Servants : the Civil
Service of Charles I, 1625-1642*, London, 1961. 及び若原
英明「ハニギベ「御史」の詮題」(『缺記』、第11大卷第11
節、一九七八年) 参照參照。

- (60) Starkey, *Ibid.*, pp. 10-11.
- (61) Starkey, *Ibid.*, pp. 10-11.
- (62) Starkey, *Ibid.*, pp. 10-11.
- (63) Starkey, *Ibid.*, pp. 10-11.
- (64) Starkey, *Ibid.*, pp. 10-11.
- (65) 内面詮題はねじらの詮題の性質の変化するハニギベ
ス朝の御史 P. Clark, 'The Alehouse and
the Alternative Society', in D. Pennington and K. Thomas
(eds.), *Puritans and Revolutionaries : Essays in*

Seventeenth-Century History presented to Christopher Hill,
Oxford, 1978; id., *The English Alehouse : a Social History*
1200-1830, London, 1983. 参照。詮題の規制の課題 「H

ニギベス朝・初期スルトマート朝イハグハムの詮題
政策——議会制定法との成り廻程を中止」(『缺記』
ノ) 七四中 (一九八八年) を参照。

- (66) ロバート・ヤシルを指してシロアリの題やれ。

- Hartley, *Proceedings*, III, p. 329.

- (67) 'H. Townshend's journal', f. 25-26 (Hartley, *Proceedings*, III, pp. 328-9.) ; Dean, *Law-Making*, p. 178.

- (68) 'H. Townshend's journal', f. 60 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 368.).

- (69) 'H. Townshend's journal', f. 143 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 457).

- (70) ハクバースト卿からウォルシンガム宛の一五八七年二月
一六日付書簡。「……トライウッドは一ヶ月程前に一五〇〇
ポンドを直接受け取つたはやあつまやが、その資金は
一錢の兵士達の慰安に使用されしゆつめやへ……。」
(*Calendar of State Papers, Foreign Series*, 1586-7, p.
423.) 回、四月二十七日付書簡。「……私はあなたの手紙で
ハクバースト卿が裁かれ、厳正に処罰されなかつたのを知り、
残念です。彼の罪は、せんじやれに値するものなのです。
……」(*Ibid.*, 1587, p. 32.) 枢密院やトライウッドの所行は
詮題はねじらのハニギベス朝のAPC, xvii, p. 84, 379; xviii,

p. 81, 103-4; xxi, pp. 272, 276, 338.

- (71) 'H. Townshend's journal', f. 177 (Hartley, *Proceedings*, III, p. 489); Dean, *Law-Making*, p. 186.

(72) D'Ewes, p. 668.

(73) D'Ewes, p. 681.

- (74) D'Ewes, pp. 677, 678.

- (75) D'Ewes, p. 682.

7、総論

(1) テューダー朝・初期スコット朝のペトロベーシン・システムについて、用ひられて多くの文献に基づいてある。

J. E. Neale, 'The Elizabethan Political Scene', in *Essays in Elizabethan History*, London, 1958; W. MacCaffrey, 'Place and Patronage in Elizabethan Politics', in S. T. Bindoff, J. Hurstfield and C. H. Williams (eds.), *Elizabethan Government and Society, Essays Presented to Sir John Neale*, London, 1961; L. L. Peck, 'Court Patronage and Government Policy; The Jocobean Dilemma', in G.F. Lytle and S. Orgel (eds.), *Patronage in the Renaissance*, Princeton, 1981 (有路雍子、成沢和子、舟木茂子訳『ルネサンスのペトロベーシン制度』、松林社、1980年)。邦語では、井野瀬久美恵「研究ノート ハリザベス朝中期の派閥政治」(『史林』第六八編第一号、一九八五年)が同様の主題についてよくまとめている。また大野真田「ハリザベス朝の派閥抗争——サー・ロバート・ヤングルとハセックス伯爵ロバート・ハガナル」(『紀要』(ハーリス女学院大学) 第

一一六号、一九九一年)、松浦志穂「ハリザベス朝末期における枢密議官の派閥活動」(『史論』第五十一集、一九九九年)等を参照。